

令和５年度決算に係る健全化判断比率等を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第３条第１項及び同法第２２条第１項の規定に基づき、令和５年度決算における津久見市の健全化判断比率及び資金不足比率を以下のとおり公表いたします。

【健全化判断比率】

(単位：％)

区 分	(参考)		R05	早期健全化基準	財政再生基準
	R03	R04			
実質赤字比率	—	—	—	14.47	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	19.47	30.00
実質公債費比率	9.5	9.0	9.0	25.0	35.0
将来負担比率	—	—	—	350.0	

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載しています。

【資金不足比率】

(単位：％)

区 分	(参考) R04	R05	経営健全化基準
簡易水道布設事業特別会計	—	—	20.0
公共下水道事業特別会計	—		
保戸島航路事業特別会計	—	—	
津久見市水道事業会計	—	—	
津久見市下水道事業会計		—	

※ 資金不足額がない場合は、「—」を記載しています。